

介護老人福祉施設等の耐火基準の見直しについて①

別紙 1

経緯

- 介護老人福祉施設等の建物については、原則として耐火建築物（2階及び地階に居室等を設けていない場合のみ準耐火建築物も可）としているが、構造改革特区においては、一定の要件の下で準耐火建築物とすることも認めていたところ。
- 今般、構造改革特区を全国展開することになったことに伴い、安全性に係る一定の要件を満たした場合には、2階に居室がある場合等にも準耐火建築物とすることを可能とする。

【参考】

「構造改革特別区域において講じられた規制の特例措置の評価に係る評価・調査委員会の意見に関する今後の政府の対応方針」（平成23年3月30日構造改革特別区域推進本部決定）

- 全国展開の実施内容
施設と消防署が相談した上で避難マニュアルを作成し、都道府県が当該マニュアルの内容を確認すること、日中及び夜間の避難訓練の実施、地域住民との避難時の協力体制の確保を条件として、全国展開を行うこと。

※ 当該事業を実施している高知県の施設を含む全国10施設及び所轄消防署・都道府県に調査した結果を踏まえ、全国展開を決定したものの。

1

介護老人福祉施設等の耐火基準の見直しについて②

改正内容

特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、短期入所生活介護事業所及び介護予防短期入所生活介護事業所の基準について、以下の改正を行う。

（現行）

- 原則は耐火建築物
- 2階及び地階に居室等※を設けない場合 → 準耐火建築物でも可

※「居室等」…居室（療養室）、静養室、食堂、浴室及び機能訓練室をいう。
なお、基準上、居室（療養室）を地階に設けることはできない。

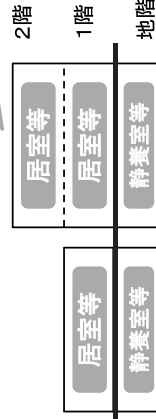
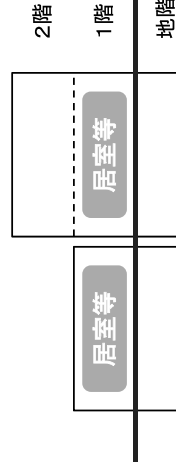
（改正後）

- 原則は耐火建築物
- 2階及び地階に居室等を設けない場合
- **2階又は地階に居室等を設ける場合であって、以下の要件の全てを満たす場合**

- ・ 消防長又は消防署長と相談した上で、避難マニュアルを作成
- ・ 日中及び夜間を想定した避難訓練
- ・ 地域住民等との連携体制の整備

準耐火建築物でも可

【参考】 準耐火建築物とすることが認められる建物



2階又は地階に居室等を設ける場合は、一定の要件を満たすことが必要。

2